

国不建第578号  
令和5年3月3日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について

日頃より、建設業法の適正な運用にご協力頂き、誠にありがとうございます。

近年、自然災害の激甚化・頻発化により不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加していることを受け、令和4年5月に、盛土等に係る全国一律の基準、無許可行為等に対する罰則の大幅な強化等を内容とする「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）」が成立したところです。

今般、この新たな制度が令和5年5月26日から施行されることに伴い、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号）の一部を別添のとおり改正し、同日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施することとしたところであり、その旨北海道開発局長、各地方整備局長及び沖縄総合事務局長に対して通知したところです。

つきましては、貴団体におかれましては、法令遵守の徹底の一層のご配慮、貴団体傘下事業者への改正後の基準の周知徹底方お願いいたします。